

告 示

埼玉県選管告示第三十三号

埼玉県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年七月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

埼玉県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

埼玉県選挙管理委員会規程（昭和二十三年埼玉県選管告示第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 会議の公開及び傍聴に関しては、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。